

# みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

## TOPIC

### 地震保険を改めて考える!!

## 被災者の生活再建のための資金として作られた地震保険

今回の震災で注目されている「地震保険」。改めてどのような保険なのかを考えてみます。

地震リスクは、一度に甚大な被害をもたらすものです。民間の保険会社だけでは、到底補償できません。そうしたことから、1964年の新潟地震を契機に民間と国で協力して作られたのが「地震保険」です。

地震・噴火・津波によって建物や家財に一定割合以上の損害が発生した場合に、その損害を補償するもので、地震により家が倒壊、地震により火災が発生し家が焼失、津波により家が流失などした場合に建物と家財の損害を補償します。

そして、この「地震保険」は、もともと建物や家財を元の状態に戻すものという考えでなく、生活再建のための資金と考えて作られたものです。「地震保険に関する法律」では、被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。

### 準備金の積立てで保険金支払いは大丈夫!

このような目的から、大地震が発生した場合でも、短期間に大量の物件の損害調査を行い、迅速かつ公正に保険金を支払う必要があるため、保険金は、損害の程度に応じて、簡便に、全損、半損、一部損の3区分に分類して支払うことになっています。

しかしながら、今回の震災のような大災害でも保険金はしっかり払われるのでしょうか。

これに関しては、保険会社と政府は保険金の支払いに備えて、準備金を積み立てるなどしており、1回の震災で支払限度額は総額5兆5千億円となっています。

また、「地震保険」の契約金額は火災保険の50%までとなっていますが、これも、巨大地震が発生した場合でも保険金の支払いに支障をきたさない保険引受とするために設けられているものです。

### 損保業界は地震発生後3か月で約9,448億円の早期支払い

損害保険業界では、今回の震災を受け、被災者に早く



甚大な被害をもたらした東日本大震災

提供：新日本保険新聞社

保険金を支払うための取り組みもしています。例えば、日本損害保険協会では、「地震保険」の契約会社が不明な場合の専用の照会窓口を設けたり、保険金を早期に支払うために、損害調査において、航空写真・衛星写真を用いた全損地域の認定を行ったり、お客様の自己申告による損害調査を導入したりしています。

なお、この自己申告については、損害保険代理店の募集人によるサポートも導入しています。損害保険代理店の募集人は、自己申告書記入のサポート、損害状況の写真撮影と自己申告書への添付、保険金請求書をお客様へお渡することなどを行っています。

このように保険金支払いの迅速化に努めた結果、「地震保険」の今回の震災に関する保険金支払いは、地震発生後3か月(6月9日現在)で、約51万件、約9,448億円の保険金支払いとなっています。阪神・淡路大震災の支払いは783億円ですから、実にその12倍を超える金額となります。

### もしもに備えて地震保険の加入を

今回の震災で「地震保険」の問い合わせは増えています。現在、火災保険のみに加入されている方も、契約期間の途中でも「地震保険」を契約することが可能です。地震大国日本ではいつどこで、地震が発生するかわかりません。もしもに備えて加入することをお勧めします。